

1月10日は110番の日

○ 110番のまちがい発信に注意を

スマートフォンからのまちがい110番が増えています。

かばんやポケットなどに入れていて、何かにあたって110番するケースがあります。

もし、誤って110番した場合は、すぐにまちがい電話であることを警察に連絡してください。

○ 緊急でない用件は#9110（相談専用電話）などへ

相談や問い合わせなどは、#9110（相談専用電話）や最寄りの警察署に電話してください。

○ いたずら110番の禁止

いたずらやうその11番通報は、法律に触れるだけにとどまらず、本当に助けが必要な方への対応に支障が生じますので、絶対にやめてください。

○ 「110番映像通報システム」の活用を

110番通報の際、通報を受けている警察官から、スマートフォンなどにより、事件・事故の画像や映像の送信をお願いする場合があります。

ご協力をお願いします。



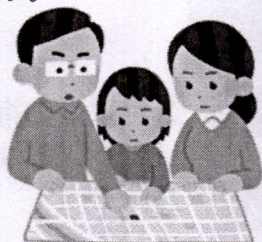
今こそやらない「地震対策」

【平素からの準備等】

- 家具等が倒れないように壁に固定するなどの対策をとっておきましょう。
- 両手が使えるように、避難時は避難グッズを入れたリュックサック等を準備しておきましょう。
- 家族で災害発生時の連絡方法や避難場所等について話し合っておきましょう。
- 自宅、学校、職場等から最も近い避難経路を確認しておきましょう。

【地震が発生したら】

- 机の下に身を隠すなど、落ち着いて自分の身を守りましょう。
- テレビ、スマートフォン等で、正確な最新の情報を確認しましょう。
- 強い地震や長い時間の揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、高台に避難しましょう。



飲酒運転の根絶

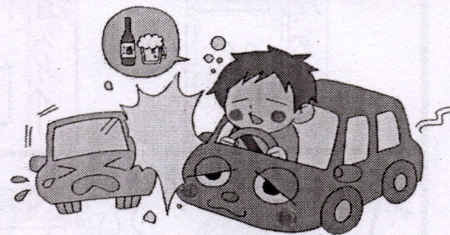
「お酒を飲んだら運転しない」

は、当たり前のことですが、飲酒運転による交通事故はいまだ後を絶ちません。

アルコールを摂取すると、「判断力が鈍る」「平衡感覚が狂う」「視野が狭くなる」など、身体機能に大きな影響を及ぼし、命に関わる重大な交通事故を招きます。

皆さん一人一人が

「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。



山口県警察「X」

各種イベントや交通安全、防犯に関する情報などを発信しています。

ぜひ、フォローをお願いします！



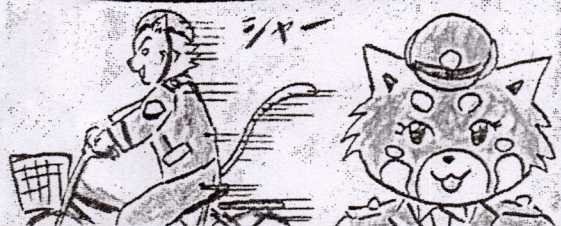


住みよい山口 いつも心に 交通安全



教えて！自転車の交通ルール

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、一般的な自転車は歩道の車道寄りをすぐに止まれるような速度で通行することができます。

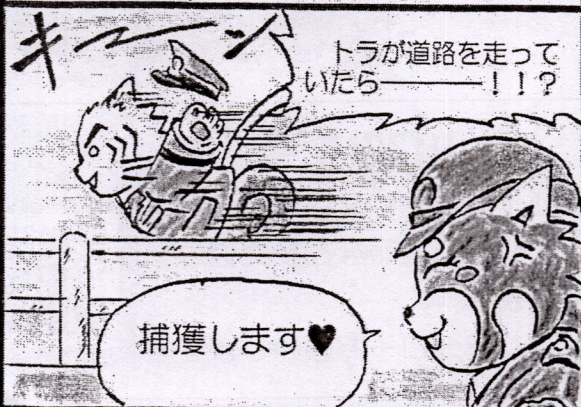
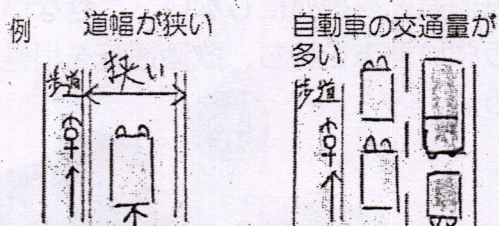


①道路標識、道路標示で歩道を通行することができるとき



②13歳未満の方、若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

③車道又は、交通状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき



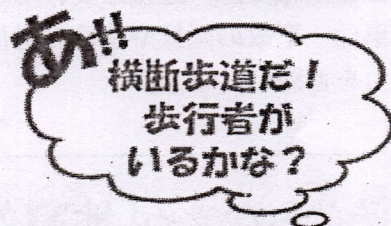
信号機のない横断歩道における

車の一時停止率 (JAF 調べ)

山口県 34.3%

全国平均 56.7%

日本一「止まらない」県



横断歩道に気づいたら...

①減速! ②見る! ③止まる!



ルールに違反すると
「横断歩行者等妨害等」
の違反になります。

罰則	3月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金 (過失の場合は10万円以下の罰金)
違反点	2点
反則金	9,000円 (普通車の場合)

美祢警察署